

mi rai kan

未来館 news

福島県男女共生センター広報誌

vol. 41

- ・未来館フェスティバル
- ・シリーズ 男の介護
- ・未来館誕生10年
記念表彰式



特集
未来館フェスティバル
シンボルイベント





女性差別撤廃条約批准
25周年に当たって



9月4日開催の未来館フェスティバルシンボルイベントにおいて、国連女性差別撤廃委員会のドゥブラヴカ・シモノヴィッチ委員をお迎えし、世界の動き、日本における批准の現状及び第三次男女共同参画基本計画への期待等についてご講演いただきました。

※本文中の条約及び委員会の名称については、法制上の呼称にかかわらず「女性差別撤廃条約」、「女性差別撤廃委員会」と表記しています。

本日は、このようなお話をするチャンスをいただき感謝申し上げます。また、福島県男女共生センター10周年を心よりお祝い申し上げます。

今回、私は日本による女性差別撤廃条約(以下:条約)の批准25周年に当たり、国連の女性差別撤廃委員会(以下:委員会)の総括所見をもれなく効果的に実施すること、及び日本政府による条約の選択議定書批准を目指して日本にまいりました。東京や大阪でお話をするとともに、東京では男女共同参画担当の玄葉大臣(講演当時)や外務政務官、法務事務次官にお目にかかりました。

本条約は31年前に採択されました。条約の目標は完全な男女平等を実現することです。重要なことは、この条約は単に紙に書いた宣言ではなく、法的拘束力を持つものであるということです。全ての締結国は、批准した以上、全ての条文に盛り込まれていることを実際に実施する義務を負っているのです。また、15年前、いろいろな分野における女性の権利を向上させる政策的な文書として北京行動綱領が

採択されました。委員会としては、これらに謳われていることを実施するための行動計画の策定や国内体制の整備など、2つが一緒に使われることが望ましいと思っています。

条約の締結国は、現在186ヶ国です。女性差別撤廃委員会のメンバーは23人で、各締結国において条約がどのように履行されているのかモニターする役割を果たしています。私は委員として8年の経験があり、100以上の締結国から送られてきた報告書の審議に当たりました。また、各締結国が条約違反をした場合に、委員会に通報できる個人通報制度について定めている選択議定書は99ヶ国が批准しており、もし日本が批准するとちょうど100番目の国となります。

次に総括所見についてお話しします。総括所見は委員会の公式見解ですが、今日ここで私がお話しするのは個人的な意見であり、いわば公式見解に対する追加的な意見と取ってください。条約の18条で、締結国は条約の実施状況を定期的に報告しなければならないとされています。これは条約の内容を実行するために法律その他の施策として何をし

てきたのかを定期的に報告する義務があるということです。委員会の仕事は、提出された定期報告書においてどのような進捗があったのかについて、「建設的な対話」を通じて審議し、総括所見を出すことです。その際、NGOからも情報をいただいて参考にしています。

それでは、2009年に日本からの報告を受けて委員会が出した総括所見の中から3点お話しします。

第1点目は、条約の認知度を上げることです。委員会は、総括所見で、条約が人権関係の国内法体系の中で中心的な役割を与えられていないことに懸念を表明しました。日本国憲法98条の2項に、締結された国際条約は国内法と同じ法的効力をもつことが規定されています。ですから、本条約が日本の司法制度の中で完全に適用されるような措置を講じて欲しい、また、条約に対する認知度を高めるための措置もあって欲しいということです。さらに日本の裁判官、弁護士等、法曹界の方々もこの条約について理解を深め、実際に使う努力をしてほしいと勧告いたしました。また男女平等の問題に関する議論の場でも、ぜひ本条約について言及して欲しいと思います。センターでも、大いにこの条約の認知度を上げるご努力をいただきたいと思えます。

第2点目は、フォローアップ手続きについてです。委員会は、2008年に総括所見実施のためのフォローアップ手続きという制度を導入しました。これは、総括所見を締結国が実施する際、当委員会から2点について、2年以内の期間を定めて締結国から追加的情報を提出していただくという手続きです。現在日本に対しては、総括所見の第18項目(民法改正)及び第28項目(暫定的特別措置)について、どのように実施されているかという情報を書面で提出するよう要求しています。

第28項目は、ポジティブアクション(暫定的特別措置)についてです。日本では、男女平等ではない、あるいは男女平等が達成されていないことに対して、暫定的な特別措置がとられていないことに懸念があります。女性が条約上当然与えられている権利を全面的に享受することができない状況に関して、暫定的特別措置がないということです。とりわけ雇用の場、政治参加、学界における女性の参加です。そこで日本に対して数値目標を伴った計画を出すよう要請しています。条約においては、女性の参加が非常に遅い場合には、それを加速化するために暫定的な特別措置を設けることが許されており、この措置は差別とはみなされません。

第18項目は、民法改正についてです。日本の民法には、差別的な規定がまだ残っています。結婚最低年齢に関する規定、離婚後の女性のみ課されている再婚禁止期間、夫婦別姓が認められない規定、婚外子差別の問題が挙げられます。このような差別的な規定は撤廃されなければならま



ドゥブラヴカ・シモノヴィッチ さん

2003年から国連女子差別撤廃委員会委員
クロアチアにおいて、人権センター運営委員、
子どもの権利国内評議員、反人身売買国内委員、
外務省ジェンダー平等コーディネーター
2006年から08年、女性暴力廃絶欧州評議会
特別対策本部メンバーなど、各方面で活躍中

せん。特に婚外子の問題については、戸籍制度ばかりでなく、相続においても差別されていることは問題であると指摘しています。これは2003年の総括所見でも言われていたことで、民法改正を即座に行うよう提案しています。

第3点目は、条約に対する締結国の義務です。条約を批准した時点で、本条約の下で義務が発生します。その義務の履行に対して、世論調査の結果を進捗が遅いことの原因にするのではなく、あくまでも条約は国内の法体系の一部だという観点から本条約に書いてあることと国内法をきっちり合わせていくような努力がなされるべきなのです。このような差別的な規定が存在する締結国は決して少なくはありません。しかし、条約に合わせて国内の法体系を変えていくのが国際的な義務なのです。

委員会は100%完璧な実施を求めているのではなく、政府が正しい方向に向かっていることがわかればいいのです。NGOのレポートも含めていろいろな情報からちゃんとした進捗がある、適切な措置が取られている、ということであれば追加的な情報を要請することはありません。

日本の次の定期報告は2014年です。私たちは、日本政府が時間に遅れずに、タイムリーな形で対処をしていただくことを期待しています。今回、第三次男女共同参画基本計画が出ますので、それがいいチャンスとなり、条約が日本における女性差別撤廃を進める上でのツールになるのではないかと大いに期待しています。そして加速度的に女性差別の撤廃が進み、女性の地位向上につながっていくものと心から期待しています。

重要なことは、日本政府が、フォローアップの勧告の実施を優先事項として、具体的な立法その他の適切な措置によって総括所見に取り組むことです。具体的には、民法の改正と暫定的特別措置を講ずることです。選択議定書の批准を含めて達成された成果は、日本政府による次の定期報告と委員会の総括所見に反映されることとなります。それだけではなく、何よりも大事なことは、そうした成果が日本の女性たちの毎日の生活に反映されることです。女性差別撤廃条約の批准から25年経った今、まさに日本の女性は、条約の下で日本が負っている義務に従って、自らの権利を完全に保護されるべき時に来ているのです。

シンポジウム



コーディネーター
山下 泰子氏
国際女性の地位協会会長
文京学院大学名誉教授

パネリスト
林 陽子氏
国連女性差別撤廃委員会委員
弁護士

パネリスト
ドゥブラヴカ・シモノヴィッチ氏
国連女性差別撤廃委員会委員

シモノヴィッチ委員の講演後、山下さん、林さんを交えた意見交換や、フロアとの質疑応答が行われました。

山下さん ●「女と男の未来館」開館10周年まことにおめでとうございます。本日、国連女性差別撤廃委員会（以下：委員会）のドゥブラヴカ・シモノヴィッチ委員をクロアチアからお迎えし、センターのアドバイザーとして見守ってこられた林陽子委員とともにシンポジウムを開催できますことは大変光栄です。

今年は、日本が女性差別撤廃条約（以下：条約）を批准して25周年という節目の年です。お二人は条約をモニターする国連の委員ですので、日本ひいては福島県への課題などもご指摘いただければと思います。

林さん ●日本は条約批准後、配偶者暴力禁止法、男女共同参画社会基本法などの新しい法律を作りましたが、それでもまだ差別的な法律が残っていると委員会から勧告を受けています。政府は第三次男女共同参画基本計画に関する男女共同参画会議の答申を受け、12月までに基本計画の閣議決定を予定していますが、その中には新しい視点が盛り込まれています。そのうち、委員会の勧告を受けて、重要だと思われる2点についてお話しします。

一つは、暫定的特別措置（ポジティブアクション）の導入の検討です。特に、政治分野における女性参画の増加のための数値目標を設定し、女性候補者比率のクォータ（割り当て）制など制度的な対応の検討を働きかけている点です。例えば、議席の割り当ては問題かもしれませんが、政党に対して比例候補者名簿を男女交互にするよう求めることは、私は憲法に違反せず、むしろ条約が求める内容であると考えています。

もう一つは、選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正が必要であるという点です。第二次男女共同参画基本計画では「国民の議論が深まるよう引き続き努める」とどめ、法改正については言っていませんでしたので、第三次男女共同参画基本計画に関する答申が、法改正の

必要性に言及しているのは、委員会の総括所見による勧告が非常に大きく影響していると思います。

山下さん ●条約というと、あまり自分たちに関係ないと思うかもしれませんが、実は私たち一人ひとりの日々の生活が暮らしやすくなっていくことが、この条約の目的なのです。それでは質疑に入ります。

Aさん ●民法改正が進まない背景に法曹界が保守的であることが大きいのでは。シモノヴィッチさんのご意見を伺いたい。

シモノヴィッチさん ●まず皆さん自身が条約の内容をよく知り、真の意味での男女平等についての知識を十分に持つことです。例えば、夫婦の姓については、法律上は自由な選択に任されるべきであり、国が決めることではないのです。今多くの国々では、選択が与えられています。慣習を変えていくことは難しいですが、法律を変えることはできます。その法律を変えるために、私たちができることは直接国会議員にロビー活動することです。

林さん ●今、日本の法曹界では、司法試験の合格者は3割以上が女性になっており、女性の裁判官、検察官、弁護士は増えてきているものの、ジェンダー平等についてはなかなか理解が浸透していないと思います。一番遅れているのは女性に対する暴力の問題です。ドメスティック・バイオレンスや刑法の強かん罪の強化を総括所見はしていますが、法曹界には、弁護士は刑事被告人の権利を守るのが役割だと思っている人が多く、厳罰化につながる等の理由で反対する人たちがまだ多数だと思います。

シモノヴィッチさん ●保守的な法曹界の人は、厳密に法律を適用するタイプの人ですから、条約を国内法と同等に扱って議論してくださいと訴え、条約を法律議論の上で厳密に使っていただくためのツールとするよう働きかければ良いと思います。

山下さん ●日本では、締結した条約は国内法の一部であり、遵守しなければならないと憲法に規定されていますので、私たちは条約が国内で適用できる法体系であることをもっと伝えていかなければいけないと思います。

Bさん ●ベトナム女性会議において、北京行動綱領に基づいて国会議員の半数は女性で、女性が長であれば男性が副、男性が長であれば女性が副というように、着実に実行していると聞いた。

林さん ●世界経済フォーラムが発表している「世界男女格差報告」で日本は世界98位という残念な数字が出ました。その大きな理由は暫定的特別措置をとっていないことです。女性の政治参画の達成に成功しているほとんど全ての国では、暫定的特別措置が取られており、日本も積極的にそういう措置を法律や基本計画に入れていく必要があると思います。

山下さん ●真剣にこの問題に取り組んでいこうとするポリティカルウィル（政治的意志）が大切です。特に地方では首長さんの力が大きいと思います。

Cさん ●①基本計画の改訂に向けてこの夏の参議院議員選挙後の状況をどう乗り越えていけばよいか、②シモノヴィッチさんが政府関係者にお会いになった際の印象、の2点について伺いたい。

林さん ●①の質問に対しては、シモノヴィッチさんがおっしゃったように、特に福島県出身の大臣や女性議員の方へロビー活動をして、政治の場へ自分たちの声を届けることが大事だと思います。

シモノヴィッチさん ●私が政府の人たちと会った時は、極めて前向きな良い印象を受けました。ただし、政治家あるいは政府に対しては、追加的なロビー活動が必要です。政治家は色々な問題を抱え沢山の項目に対応しなければいけない方たちですから、強くロビー活動をして、私たちの問題をその政治家が持っている政策課題のトップに持っていくことができれば必ず答えが出てきます。

山下さん ●総括所見に書かれている各項目について、日本女性差別撤廃条約NGOネットワークでは、どのような活動をしてきたか、政府の動きはどうなっているのか、今後の



山下 泰子さん

文京学院大学名誉教授、法学博士/日本学術会議連携会員・日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク代表世話人・国連NGO国際女性の地位協会会長・NPO法人日本ナバール女性教育協会理事



林 陽子さん

弁護士/社団法人自由人権協会（JCLU）元事務局長・女性差別撤廃委員会委員（2008年1月より、2010年6月の選挙で再任）・国際人権コンサルテーション世話人・内閣府男女共同参画会議「女性に対する暴力専門調査会」委員

課題は何か等を表にまとめました。第三次男女共同参画基本計画の中にきちんと位置付けるようにするため、これからロビー活動を進めるところです。それでは、最後にお二人からメッセージを頂戴したいと思います。

シモノヴィッチさん ●本日は聴衆の中に男性の姿も拝見し、とても嬉しく思います。条約の目的は、「女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する」ことですが、目指すものは、男性と女性の完全なる平等です。ですからこのテーマに関しては、男性の関与が必要なのです。

林さん ●シモノヴィッチさんの日本滞在最終日を福島で迎えたことは、大都市だけでなく、地方の都市・農村で頑張っている女性がいることを理解していただく良い機会だったと思います。また、委員会の活動についてお話をする機会を得られ、委員の1人としてありがたく思っています。これを機会にクロアチアと国連に関心を持っていただければと思います。

山下さん ●国連は遠い雲の上の存在ではなく、条約も私たち一人ひとりの権利を保障しているのですから、もっとわが身の問題として理解し、活用していく必要があります。また、総括所見は政府だけではなく地方公共団体に対しても有効です。暫定的特別措置を使い、数値目標を立て、スケジュールを設定して、皆様のお力で福島県を変えていっていただきたいと思います。

福島県の明るい未来のために、またこの未来館がつぎの10年に向けて、ますます発展されますようご期待申し上げて、このセッションを終わりたいと思います。



9月4日（土）、5日（日）の2日間にわたり、未来館フェスティバル2010を開催しました。好天にも恵まれ、2日間で約4千人のお客様が来館され、館内外で催された様々な企画を楽しみました。

なお、フェスティバル当日の様子や、企画の詳細、参加していただいた団体や協力していただいたボランティアの活動の様子などは次号で詳しくご報告しますので、楽しみに！



男の介護

シリーズ③

Man
who looks after



つどめ まさとし
津止 正敏さん

1953年、鹿児島県生まれ。立命館大学大学院社会学研究科修士課程終了。京都市社会福祉協議会(地域福祉部・ボランティア情報センター)にて20年間勤務。2001年から立命館大学産業社会学部教授。専門は、地域福祉・ボランティア社会学。男性介護研究会代表、男性介護者と支援者のネットワーク事務局長。障害のある子どもの放課後保障全国連絡会副代表。共著に『男性介護者白書—家族介護者支援への提言—』、『ボランティアの臨床社会学—あいまに潜む「未来」—』など。

Man
who looks after

「いつかは介護する人?される人?

男性介護者の『いま』を知る」

少子高齢化の現代では、年齢や男女に関係なく、誰もが家族を介護する立場になる可能性があります。そこで、シリーズ第3弾の今回は、「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」事務局長で立命館大学社会学部教授の津止正敏さんに、男性介護研究者の立場から男性介護者の実態についてお話を伺いました。

※平成22年10月3日(日)に開催された「未来館男性介護セミナー第2弾～いつかは介護する人、される人」の講演を基に作成しています。

江戸時代の介護休暇?

以前、京都府立総合資料館の会報に、亀山藩士の先祖を持つ家から1820年頃の業務日誌が出てきて、部下から祖母が病気で死にそうだから休ませて欲しいという願いが出されたので、前例を調べて許可したという話が書かれています。今でいうと介護休暇ですが、このように歴史資料を紐解く研究論文を読むと、人類発祥時から育児や介護を女性が担っていたのではないことが分かります。明治時代以前は、家族の介護、育児をどうするかは家長たる男たちの任務で、細かいことまで指図し、全ての指揮をとっていました。明治になって富国強兵策がとられる中で女性は良妻賢母を強いられ、男は外に出て仕事をし、女は家で家事育児に専念する、という性別役割分業が徹底されてきましたが、それ以前は男とか女とか言わずに家族総ぐるみでやっていたのです。

男性介護の問題を強調する意義とは

男性介護者の研究調査を始めた時に、真逆の視点から2つの意見を伺いました。1つは男性介護者がどんどん増えてきているので特別な対策、サポートが必要ではないかという私たちの問題提起に対して、「増えたといっても男性は3割程度で圧倒的多数は女性が担っているのだから、介護の問題は女性の問題として構築してこそ意味がある」という意見です。一方、男女共同参画社会で男とか女とか言っている時代ではないにも関わらず、なぜ今男性なのかというご意見も頂戴しました。今も昔も介護の問題は女性が多く担っていることには間違いありませんが、今起こりつつある急激な変化は男性介護者の急増です。しかも、仕事をしながら介護を担わざるを得ない働き盛りの男たちの問題

や、あるいは老老介護で80代90代の男性が年少の妻を介護するような時代であることを考えると、この問題は従来の社会が想定していない重要なテーマであり、男性介護者の問題を強調する私たちの見解をもっと丁寧に広めていく必要があると思います。

3月7日に「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」(略称「男性介護ネット」)1周年記念の講演会を開催し、男性介護者のリレートークを行いました。宮城県から参加した男性の話ですが、仕事をしている時には家のことは全て専業主婦だった妻に任せきりの生活でしたが、突然妻が認知症になり、今は妻の介護をしています。妻に症状が出始めた時には認知症についての理解がなかったため、毎日怒鳴って時には手も上げたこともあり、ようやく認知症のことを理解し始めた時に妻が耐えかねて家出をしてしまい、その日から心を入れ替えて、恩返し、償いの介護をしようと決意したと。まず妻が怖がらないよう「おい」と言わずに名前前で呼ぼうとしたが、結婚以来名前前で呼んだことがないので面と向かうと言葉が出てこない。そこで誰もいないところで名前を呼ぶ練習をするわけです。名前を呼ぶことすら練習しないとできない男性が、ある日突然介護者の役割を担う困難さが手に取るようにわかる気がしました。

そういう男性たちの声を集めようとしたのが、昨年3月8日に設立した男性介護ネットです。当日、北海道から九州まで約160人の参加があり、そのほとんどが男性でした。発会に当たり樋口恵子先生から、「介護は地球上に幾多ある生き物の中で人間だけがやりうる崇高な生活行為である。その生活行為から長らく撤退していた男性たちがようやく目覚めて介護の世界に参入しようとしている。だから私らが声を大にして言いたい。“男性諸君、ようこそ真人間の世界へ”」という非常に辛口ですが心の温まるメッセー

ジをいただきました。育児の分野では厚生労働省の「育児をしない男を私はパパと呼ばない」というポスターがありましたが、介護でも同じことが言えると思います。ようやく私たちはそういう状況に足を踏み入れようとしているのです。

男性の介護体験を社会の財産に

発会式に先立ち男性介護者の声を集めました。他の方はどのようにしているのか、認知症の家族とどのように向き合ったらいいのか、どんな知恵があるのか、そうしたことを教えて欲しいという方は多いと思いますが、男性介護者の知恵や工夫を集めたものは皆無に等しい状況です。前厚生労働大臣の舛添要一さんや、「市長の代わりはいるけど、夫の代わりはない」と言って辞めた元高槻市長の江村さん、あるいは橋幸夫さんや長門裕之さんなど、功成り名遂げた方々の介護体験記は多数ありますが、彼らの多くは経済的な不安がなくいろんな選択肢の中で介護者になることを自ら選んだ方々であり、ある意味“できる男たち”の物語です。しかし経済的な不安や自分の健康にも不安があったり、介護者になるなど夢にも思わなかったけれども自分しかない、という普通の市民の普通の介護の有り様を記したものはほとんどありません。介護が終われば跡形もなく消えてしまうのです。そこで男性の介護体験を社会の財産にしよう、発会式に合わせて介護体験記を募集しましたら大きな反響があり全国から152の体験記が集まりました。最初は非常に良い体験記を集めて1冊にまとめたら多くの人に役立つのではないかと思いましたが、一つひとつ読み進めていくうちにその考えは間違いだと気付きました。普通の人の普通の言葉で書かれた介護体験記に胸を打つものが非常に多く、そのことがリアリティであると思いました。

そういう方々が日本全国至る所にいるのではないかと考えて発刊したのですが、寄せられた感想の中で一番嬉しかったのは愛媛県の89歳の方のものでした。介護中で時間が取れないので介護の学習の旅行や集会には出席できない。高齢のため愚痴を聞いたり話し合ったりする友人もほとんど亡くなっている。医者や学者の話はピンとこない。しかし介護体験記に記された一人ひとりの貴重な体験は、心を打って自分の行く手を明るくしてくれた。辞書のように手近に置

いて繰り返し読もうと思っている、という内容でした。介護体験を社会の共有財産にしていく、その思いが報われた気がしました。

男性介護ネット発足の狙いの一つは介護保険制度10年目の検証です。家族を介護地獄から解放しようと国民的な支持を得て介護保険制度がスタートして10年、介護保険が掲げた介護の社会化、在宅介護環境の整備はどの程度進んだのでしょうか。

介護保険導入後、家族が本当に介護から解放されたのかというと、やはり家族の手による介護が続いており、460万人の要介護認定者のうち施設で暮らす方は100万人足らずで、8割は介護保険サービスを使いながら、あるいはサービスを使わずに、家族と一緒に暮らすか、一人暮らしで家族のサポートを受けている方々です。また、介護する家族の負担は減ったかということ、介護者は1996年の1.9%が2006年には2.5%に増えましたが、介護者の1日当たり介護時間も57分だったのが133分に増えています(総務省「社会生活基本調査」)。在宅介護のメニューは増えているのになぜ介護時間が増えるのでしょうか。介護保険の趣旨は介護の社会化を進め在宅の介護環境を整備することですが、実はその政策が誘引したのは、「在宅介護の環境を整備されるほど在宅介護期間が長期化する」ということです。ヘルパーが1日3回来てくれ、デイサービスセンターも毎日利用でき、ショートステイも時々利用することで、1年で音を上げていた人が2年3年続けられ、3年4年でギブアップした人が5年10年持ちこたえられるようになったおかげで、在宅介護が長期化しているのです。長期化すると介護する側もされる側も高齢化が進んで重度化します。それが1日の介護時間を長くしているわけです。

介護保険制度が誘引した新しい介護実態は3点あります。1つは、介護保険が新しい介護態勢を作り上げた結果、新しい介護者が登場してきたことです。そのシンボリックなものが男性の介護者です。2点目が介護問題の変化です。入浴、排泄、食事の援助、移動など介護行為を支援すれば生活できると思われていましたが、介護が始まると仕事ができない、経済的に困窮する、結婚が遠のくなど、様々な問題が出てきました。3点目は皮肉にも在宅介護の環境が整備されればされるほど、在宅介護の限界が明らかになることです。いつまで続くのかという不安感、絶望感があり、出口が見えない。在宅介護に接続される次の対応を私たちは明らかにしていく責任があります。

1点目については一人暮らしでも安心できる介護環境づくり、2点目は家族と一緒に暮らす介護環境の整備、3点目は家族と一緒に暮らす時に、一緒に暮らす家族の犠牲を伴うことであってはならないということです。家族をあてにしないで安心できる介護環境を議論すべきだと思います。

未来館誕生10年記念表彰

本号では、40号に続き、未来館誕生10年記念表彰の「特別功労賞」及び「未来館チャレンジ賞」の受賞者(団体)の活動内容や表彰式でのインタビューの様態などを掲載します。

なお、太田緑子氏におかれましては、10月22日に95歳でご逝去されました。女性の社会参加、地位向上等に多大なご尽力をされた太田氏の功績は顕著であり、謹んでご冥福をお祈りいたします。

(文中の役職名、活動内容等は、表彰式開催当時のものですので、ご了承ください。)

男性介護の実態と課題

男性の介護者は本当に増えています。初めて全国規模で介護者調査が行われた1968年は介護者のほとんどが女性でしたが、今は主たる介護者の3人に1人が男性です。

家族が要介護状態になった時に、誰が介護者の役割を引き受けるか。男性か女性か、仕事をしているかいないか、若いかわからないかは関係ない。家事ができるかどうか関係ない。たまたまその時一緒に暮らしている家族が否応なく引き受けざるを得ないところに今の特徴があります。男性介護者の増加は一過性ではなく、どんどん加速していくと思います。それは家族の形が変わってきたからです。老夫婦が増え、一人暮らしのお年寄りも増え、親と30代40代50代の未婚の子どもの世帯が増え続けていますから、男性も介護者役割を担うことが可能となるような暮らし方、働き方という社会制度設計をしてこそ安心・安全の未来が描けると思います。

男性が介護をするのは男女が手を携えて介護を共に担ってこうという視点では喜ばしいのですが、手放して喜ばない状況も生まれています。介護虐待の加害者は息子が4割で、夫が2割です。介護殺人もこの10年で約400件あり、7割～8割は男性が加害者です。介護者の3割の男性が加害者の7割～8割を占める。しかもいかにも「しそうな」男たちではなく、むしろ一生懸命やったが故に絶望して一緒に死を選んだ事件がほとんどです。1つの事件の背後には、その何千倍、何万倍もの同じような家庭があると見た方がよく、ここに男性介護者の抱える構造的な問題を指摘せざるを得ないと思います。60代の息子が80代90代の親の世話をし、夫は70代～80代、90代も少なくないなど、共倒れを予期させる非常に危うい家族介護の状況です。

多くの70代～80代の男性は、仕事から帰って「ただいま」と言ったら食事の用意があって、「おーい」と言えば風呂が沸いているような生活をしていたのが、ある日突然妻が認知症を発症したり脳血管障害で倒れると、炊事、掃除、洗濯、ごみ出しといった役割がどんどん広がります。男性介護者の体験記には、今まで一切を妻や親のお世話になっていた、改めて家事の大変さを知った、これは償い、恩返しである、そんな言葉が綴られています。介護行為そのものよりも家事で困っている人が多いというのは男性ならではの特徴かもしれません。

一方でこれは介護保険制度が作り上げてきた新しい介護実態の反映でもあります。介護行為に対しては介護保険等の介護サービスの普及で主たる介護者だけで担わなくてもよいのですが、介護保険では同居家族がいれば家事援助サービスは利用できないので、家事は介護者がしなければならぬわけです。なぜ家事援助が受けられないのか。それは同居家族が家事をできるという前提があるからです。

介護する家族は、若くて体力もあって、家事も介護もできて、介護に専念できる時間があるって介護者になる決意もあるということが前提になっているのです。しかし今はそんな家族はほとんどいません。若くもないし体力もない、家事も介護もできない、介護に専念できる時間もない、介護者になって戸惑う、そういう実態です。だから家事にどうサポートをしていくのかというのが新しいテーマであり、介護保険制度の改善課題だと考えています。

介護は負担が大きく、負担を感じるという人が圧倒的に多いのですが、非常に二律背反的ですけども、介護関係や感情の両面性ともいえるような介護の負担を感じる人の方が喜びを感じ、介護を生きがいにする割合も大きいのです。70代後半の男性の話ですが、重度の認知症の妻がいて毎日デイサービスセンターを利用して、毎朝センターへの送り出しが非常に困難で、引きずるように送迎車に乗せた時には本当にもう帰ってくるなど言いたい気分になる。しかし、やっと移動させたら今度は心配で、炊事も掃除も手につかずセンターまで様子を見に行き、何もなかったかのように機嫌良くしている妻の姿を見て、ほっとして家事をする。そうしているうちに3時半になりバス停で帰りを待っていると、遠くの方から自分を見つけてバスの中で大きく手を振って笑っている妻の姿があり、何年振りかに会う恋人のような気持ちになると言っていました。そういう天国と地獄みたいな気持ちの繰り返しで1日に何度もあるわけで、何があってもおかしくない状況です。一緒に楽しく暮らして、一生懸命だから安心だということもないし、毎日ケンカしているから虐待だということもない。そこに家族介護の複雑さがあるし、支援する側の難しさがあります。これが介護者支援の一番大きなテーマだと思います。

介護者、家族もサポートの枠組みに

男性介護者の調査を通して明らかになったことは、介護者や家族ももう1人の当事者だということです。本人支援の仕組みと同時に、介護者、家族もサポートの枠組みに入れ込んで制度を拡張していくことが重要であり、男性に限らず女性も含めて介護する家族の問題を広くサポートすることこそ介護保険10年目のテーマだと考えています。新しい制度が介護者の問題も汲み取ったものとして発展していけるような取り組みを進めていきたいと思っておりますので、介護者が本当に安心できる介護社会を作り上げていくため、是非皆様にこの福島の地でも理解を広げていく取り組みをお願い申し上げまして、話を終わらせていただきたいと思います。

太田 緑子氏

特別功労賞

活動内容等

今日の福島県の女性運動や男女共同参画推進活動のパイオニアとして女性の地位向上や、男女共同参画社会の実現のために奔走、県内外の男女共同参画関連の拠点施設の設立に携わったのをはじめ、教育分野において産休代替教員の確保や県内高校の男女共学化の実現に尽力するとともに、県内では初めて文部省(現文部科学省)の「婦人教育指導者海外派遣事業」(1ヵ月間の海外視察研修)に参加し、その成果を生かして本県における女性の海外派遣研修制度創設の道を切り拓いたことに加え、財団法人の経営者として看護婦(看護師)の待遇改善、女性医師・女性管理職の登用など当時あっては極めて先進的な取組を行った。94歳となった現在でも後進の指導等、精力的に活動を展開している。

授賞者メッセージ



女性の夢を、自己の成長を、お仲間のレベルアップの、グループ学習の場を求め続けておりました。

新しい発想で学び、実践活動の実現の場が誕生いたしました。開館して10年、多くの男女が自己能力を見いだしました。

今日、私がお褒めをいただくことは、驚きと共に戸惑いを感じましたが、高齢者の私は、先輩のご指導に感謝すること、そして後輩の励みになることを願い、明るいハートになりました。なお一層今後の責任も強く感じております。幼稚園で褒められた時と同じ気持ちで喜んでいきます。ありがとうございました。

今日、私がお褒めをいただくことは、驚きと共に戸惑いを感じましたが、高齢者の私は、先輩のご指導に感謝すること、そして後輩の励みになることを願い、明るいハートになりました。なお一層今後の責任も強く感じております。幼稚園で褒められた時と同じ気持ちで喜んでいきます。ありがとうございました。

インタビュー Interview



選考委員長

下村 満子
福島県男女共生センター 館長

太田 緑子氏

太田●良くなった点ですが、自己表現できる女性が増えてきたと思います。自分で学んで一人前にならなければ、男性と同じく仕事はできないというような意識が強くなったと思います。悪くなった点は、今の若い女性が過去を忘れてきているところです。言葉や食べ物などいろいろありますが、本当の日本の良さが薄れてきて、自分の主張が一番正しいとなってきていることを恐れています。

下村●女性が権利を獲得し、社会的地位を得ることは本当に素晴らしいことですが、利己的になるのではなく、女性が社会に関わることで世の中が良くなっていかなければなりません。

太田●私たちがまず正しい行動をする、いいこと、悪いことの区別をはっきり持つことのできる学びをしていくことが必要で、その区別ができなくて、いい加減なことでは後輩はついてこないと思います。そのことに少しでもお役に立ちたいと思っています。

私の母は明治の世に生きていました。母の日記には、「もたせばや男尊女ひの世の人に 愛てふ文字のなかばなりとも」と明記してあります。男女平等ではなかったことが書かれていました。母がこうしたことを書き残したお陰で、みんなが幸せになるために、自分が幸せになるために行動しようという気持ちが、意識的ではないですが、心の中に育ってきたのだと思います。

下村●太田さんは県民の母のような存在で、私たちや県民の皆さんの活動のかけになり日なたになり、精神的な部分でもサポートしていただき、働く女性の支援、教育などさまざまな面で女性のために御尽力くださいました。

女性として100年に近い人生を歩んでこられたわけですが、この間、女性たちはどのように変わってきましたか。

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島

未来館チャレンジ賞

(平成8年設立)

活動内容等

Point

厳しい状況に置かれているシングルマザーたちが、託児を協力して行う相互扶助のネットワークとして立ち上げ、働く女性のサポートを続けているとともに、子育てサポーター養成講座等を主催し、子育てサポートグループの結成を支援して県内各地で支援のネットワークを広げている。

授賞者メッセージ

Message

設立当初から当事者が集まり相互扶助の精神のもと、困った時はお互いに支え合い、時には励まし合いながら困難を乗り越え活動してきました。

仕事・子育て・家事をこなしながらの活動は大変なものがありましたが、ひとり親の苦しみや悩みは同じ経験を持つ仲間だからこそ解り合えるのだから「心身両面にわたる疲労や不安、葛藤などを受け止める場、当事者同士気持ちを通じ合い、元気になる場を作りたい」という思いで頑張ってきました。今回の受賞を機会に、これからも福島県内にひとり親家庭のサポートグループを増やし、また行政や他団体との連携をはかりながら県内各地に支援の輪を広げられるよう活動していきたいと思っております。



「子育てサポーター養成講座」の受講風景

インタビュー

Interview



選考委員
坂本 恵 氏

NPO法人
しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島
理事長
遠野 馨 氏

坂本 ● 現在、70名の会員のうち、男性会員は1名だけということで、98.6%の会員が30代から40代のシングルマザーの方たちで構成された会ということですね。授賞メッセージにも『困ったときはお互いに支え合い、時には励まし合いながら困難を乗り越え活動してきました。』とありますが、この言葉に込められた体験や苦労などをお話しい

ただけですか。

遠野 ● 会員みんながたくさん仕事をかけ持ちしているため、活動できる仲間が集まらないこともあり、本当に少人数の者が寝る時間も惜しみ、仲間と励まし合いながら、会員の相談を受けるなどの活動を続け、これまでたくさんの会員の力になってきました。本日その活動が評価され、賞をいただくことができ、本当に嬉しく思っています。同時にこの輪をさらに広げていかなければいけないとも思っています。

坂本 ● いろいろな社会の目や壁にぶつかりながら、一つ一つ乗り越えてこられてきたと思いますが、今後はどのような活動をされる予定ですか。

遠野 ● 昨年10月に、福島市でひとり親家庭交流広場というイベントを開催しました。ひとり親家庭は、普段はなかなか遊びに出かけられないので、親子ともに何か心がほっとする時間を作ることができればいいなと思い開催しました。これを機に福島県と共催で、地域にひとり親のサポーターを養成する、ひとり親サポート養成講座を本年2月までに7回実施しています。今年は福島市に支部を立ち上げる予定で、4月以降は、いわきに会場を移して、いわきの地域の方々がお互いに支え合うサポートグループの立ち上げに力を入れたいと考えています。

リプロダクティブ・ヘルスを考える会

未来館チャレンジ賞

(平成17年設立)

活動内容等

Point

人工妊娠中絶率が高い本県にあって、若者の性の知識の無さからくる男女関係の未熟さを痛感した助産師が有志で会を立ち上げ、いのちの大切さを伝える活動を展開、小・中学生、高校生向けに年間80回(21年度)を超える性教育に関する講演会等を開催している。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

(Reproductive health/rights: 性と生殖に関する健康・権利の確立) 子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを女性が自分で決める権利を認めようとする考え方。ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障するもので、すべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。(※福島県生活環境部人権男女共生課ホームページ「データ・資料集 用語解説」より)

授賞者メッセージ

Message

私たちは郡山市内を中心にフリーで活動している助産師のグループです。助産師は性と生殖に関する専門職であるという考えからなかなか浸透しない「リプロダクティブ・ヘルス」という名称を用いて活動しています。

私たちは医療の現場で、若者が性の知識を持たないために起こる悲惨な状況を見てきました。「同じ経験をさせたくない。」その思いから性教育の必要性を訴えています。また一方で、男女のからだの違いや考え方の違い、その関係性について悩みながら子育てをしている母親がいるのも事実です。このような母親たちに焦点をあて、難しいことを語らず寄り添い相談できる体制を今後も続けていきたいと考えています。



中学生への性教育講演会の様子

インタビュー

Interview



選考委員
堂本 暁子 氏

NPO法人
リプロダクティブ・ヘルスを考える会
理事長
宗形 初枝 氏

堂本 ● 千葉県知事時代には「ジェンダー」や「リプロ」という言葉を使うことで反発を受けましたので、「リプロダクティブ・ヘルス」という言葉が福島県で健全に使われていることに驚いています。国際的には、生まれてから高齢になるまで女性の健康づくりについて取り組むことが主流になっていますが、日本は母子保健のみで、女性の健康につい

での政策がありませんので、こういった性教育などの活動に抵抗はなかったのでしょうか。

宗形 ● リプロダクティブ・ヘルスという言葉を使うことでの抵抗はありませんでした。私たちは助産師として、医療の現場で、若い子たちの悲惨な現状を見てきていますので、不幸にたくない、防いであげたいという思いをもち、それが活動の原点になっています。

まずは若い人たちに性に関する知識を伝え、さらに人工妊娠中絶率が高い熟年世代へ向けて、公民館をはじめとするいろいろな場所で知識を広めていきたいと考えています。

堂本 ● 望まない妊娠のために悲惨な人生を送る方もいますし、性感染症者も増えています。実際にはどのような性教育をおこなっているのですか。

宗形 ● 学校などからの依頼を受けて行っています。生後2・3カ月の子どもを殺してしまうような事件も起こっていますので、この2年間は、「生んだらそれでいいんだよ。殺しちゃだめだよ。」と、「妊娠」という結果を出してしまった子どもたちのケアやサポートの活動に力を入れています。

堂本 ● 大賞を受賞された「市民メディア・イコール」とも連携をされているようですので、今後の活動に期待しています。

9月30日(木)に「外国人労働者とジェンダー・共生・経済〜地球市民の働き方と地域社会の未来」と題し、2008・2009年度の当センターの公募研究に係る報告会が、福島大学との共催で開催され、約80名の方が参加されました。



坂本 恵 教授

福島大学行政政策学類 坂本恵教授が、「外国人労働者を地域社会でどう受け入れていくのか」と題して基調報告を行い、外国人研修・技能実習生をとりまく「言葉の壁」、「国境の壁」、「制度の壁」の3つの壁を指摘し、「この壁の解消のために行政や各種団体等が連携し、地域の住民として研修生・技能実習生を受け入れていく必要がある」との提言をしました。



後藤 宣代 講師

次に、福島県立医科大学医学部 後藤宣代講師より、「福島県における外国人看護師候補生受け入れの現状」と題した報告が行われ、「県内にも外国人看護師候補生が来ており、国境を越えた人の移動が『国内』の労働問題等に大きな影響を及ぼしている。世界の動きに目を向けつつ、今後どのような社会を築いていくかを考える必要がある」との提言を行いました。



佐野 孝治 教授

三番目に、福島大学経済経営学類 佐野孝治教授より、「『日本モデル』から『韓国モデル』へ〜韓国の外国人労働政策に学ぶ〜」と題した報告が行われ、「韓国は雇用許可制などの外国人労働政策、外国人看護師・介護士の受け入れなどの面で、日本よりも速いスピードで制度改革を進めてきた。韓国をモデルとして学ぶべき必要があるのでは」との提言を行いました。



村上 雄一 准教授

四番目に、福島大学行政政策学類 村上雄一准教授より、「台湾における外国人労働者受け入れ」と題した報告が行われ、「台湾では外国人労働者と地域社会との繋がりがあり、豊かな共生関係を築いている。台湾の事例を参考に行政、企業、民間団体による支援組織のあり方を考える必要がある」との提言がありました。



後藤 康夫 教授

最後に福島大学経済経営学類 後藤康夫教授より、「グローバルゼーション時代のアメリカ移民運動と支援活動に学ぶ」と題した報告が行われ、「アメリカでは大学・労働組合等が連携して移民に教育機会等を提供し、社会の新しい活力を引き出す支援活動を行っている。日本にも同様のネットワーク構築が必要では」との提言を行いました。

続くパネルディスカッションでは、「外国人労働者とジェンダー・共生・経済〜地球市民の働き方と地域社会の未来」をテーマに、活発な意見交換や質疑応答が行われました。最後に、この報告会を契機に、多文化共生の視点から日本人と外国人がともに手を取り合い活力ある地域社会をつくっていく必要性について確認しました。



mi rai kan

未来館 news

福島県男女共生センター広報誌

2010.10 vol.41

■編集・発行

(財)福島県青少年育成・男女共生推進機構 福島県男女共生センター(女と男の未来館)

〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1

TEL(0243)23-8301(代) FAX(0243)23-8314

ホームページアドレス <http://www.f-miraikan.or.jp>メールアドレス mirai@f-miraikan.or.jp

女と男の未来館

検索